

「G20の貿易措置に関する報告書」の概要

令和4年11月
経済局国際貿易課

2022年11月11日、世界貿易機関（WTO）は「G20の貿易措置に関する報告書」（第28版）を公表したところ、概要は次のとおり。

本報告書は、2008年の世界金融危機以降に導入された貿易制限措置を監視するため、2009年以降、約半年ごとにWTO事務局が作成しているもの。今回の報告書は、2022年5月中旬から同年10月中旬の約5か月間に導入された措置を対象としている。なお、本報告書が対象とする措置は、G20の通報に基づきWTO事務局が選択したものであり、措置がWTO協定と整合的であるか否かは問われていない。

【概要】

- 今次報告書は、新型コロナウイルス感染症の負の影響のほか、ウクライナにおける戦争、気候変動関連災害、食料エネルギー価格の高騰など複合的課題に世界経済が直面する最中に公表された。
- 2020年以降、WTO加盟国による制限措置の実施ペースは、当初は輸出制限措置を中心に上昇したものの、その後は、こうした輸出制限措置が次第に撤廃されてきている。2022年10月中旬時点では、52件の食料・飼料・肥料に関する輸出制限措置及び27件の新型コロナウイルス関連必需品に関する輸出制限措置が今なお実施されている。このうち、G20は、前者の44%、後者の63%を実施しているが、これを撤廃することにより他国の模範となり、自由な貿易フローを確保しなければならない。
- G20が新たに実施した措置に関し、物品関連措置（除く新型コロナウイルス関連措置）については、貿易促進措置が66件と貿易制限措置の47件（同1,601億米ドル）を上回ったが、貿易制限措置の実施ペースは、今次モニタリング期間中に加速した。また、貿易促進措置の対象となる貿易額は4,518億米ドルと、貿易制限措置の対象となる貿易額の1,601億米ドルを上回った。
- 2022年6月17日、WTO加盟国はMC12を成功裏に終え、漁業補助金、新型コロナウイルス感染症ワクチンの強制実施許諾に関する特定の知的財産要件の免除を含む現在及び将来のパンデミックへの対応、食料安全保障、WTO改革に関し前例を見ない成果を得た。電子商取引の関税に関するモラトリアムも延長された。これらは、グローバルな解決策が必要とされるときにWTOが喫緊の課題に対処する上で重要な役割を果たすことをはっきりと示した。
- G20は、MC12で達成されたモメンタムの下、開放的で予測可能なマー

ケットを維持し、物品フローが最も必要とされる場所に届き、サプライ・チェーンのボトルネックを排除し、グローバル・バリュー・チェーンが過去に担っていたインフレ抑制的な役割を取り戻すようにしなければならない。